

令和2年12月25日

各種学生団体及び所属学生 各位

滝澤博胤（教育・学生支援担当理事、学友会副会長）

### 課外活動の一時停止について

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大状況が急速に悪化しており、宮城県・仙台市内でも収束の兆しが見えず、医療体制も逼迫しております。

そのような中、学内で複数の感染者が確認され、令和2年12月4日付通知「課外活動を一時停止する際の基準について」の「2. BCP レベルが不変であっても、学内で同時期に複数の感染者が報告されるようになった場合（この場合、感染者の課外活動団体への所属の如何は問わない）」に該当する状況となりましたので、下記期間内の課外活動を一時停止します。

### 記

課外活動一時停止期間：令和2年12月29日（火）～令和3年1月17日（日）

なお、学友会所属団体で既に行事実施届を学生支援課に提出している大会等については個別に判断しますので、この期間内に大会等がある学友会加盟団体は別途学生支援課に相談してください。

以上